若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。 詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001575678.pdf

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

R080924 岡山

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと※4
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※5
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※6
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※7	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※8	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１ 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※２ 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※３ 直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。

※４ 災害復旧等臨時の必要のある業務に従事した時間のうち、労働基準法第33条第１項の行政官庁の許可を得て行われたもの等については、所定外労働時間及び時間外労働時間の算定から除くことができます。

※５ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。

※６ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。

※７ ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。

※８ 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

※９ 認定を受けた事業主は、毎事業年度終了後、１か月以内に認定基準への適合状況を記載した書類を提出する必要があります。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、岡山労働局では各ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、岡山労働局またはハローワークへお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https://shinsei.e-gov.go.jp）

本リーフレットの内容について詳しくは、岡山労働局、各ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

【 認定マークについて 】

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。「０００００年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかがマークから分かります。



【 認定に当たっての注意点 】

＜事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ＞

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要がありますので、要件確認のため、事業年度終了後１カ月以内に確認書類を提出していただいております。

《例》**事業年度が３月末の事業主の方が３月に認定を受けた場合**
⇒⇒ **新事業年度が開始した４月に改めて確認書類の提出が必要**

【 若者雇用促進総合サイトのご案内 】

「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業の情報を掲載しているサイトです。また上記以外の企業でも本サイトに職場情報を掲載することが可能です。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



若者雇用促進総合サイト　検索





【岡山労働局管内のユースエール認定企業 ７１社（令和８年11月4日現在）】

1	岡山大鵬薬品株式会社	（備前市久々井1775-1）
2	セメダインケミカル株式会社	（加賀郡吉備中央町西152-7）
3	瀬戸内部品株式会社	（加賀郡吉備中央町竹荘935-1）
4	山陽環境開発株式会社	（新見市高尾2304-1）
5	システムエンジニア合同会社	（美作市湯郷604-7）
6	トマトビジネス株式会社	（岡山市北区番町2-3-4）
7	医療法人東浩会［石川病院］	（津山市川崎554-5）
8	中山石灰工業株式会社	（真庭市宮地2252）
9	社会福祉法人光風福祉会	（美作市湯郷903）
10	ナイカイ塩業株式会社	（玉野市胸上2721）
11	社会福祉法人温故知新会	（倉敷市玉島八島70-1）
12	医療法人弘友会	（総社市小寺995-1）
13	日本特殊炉材株式会社	（玉野市築港5-4-1）
14	有限会社上田建築工房	（新見市新見200）
15	株式会社イケル	（岡山市北区平田170-113 ウィンビル202）
16	山尾産業有限会社	（笠岡市有田1963-1）
17	オサカダツール株式会社	（美作市楢原下135-1）
18	ＪＦＥロックファイバー株式会社	（倉敷市水島川崎通1-1-1）
19	恒次工業株式会社	（和気郡和気町衣笠3-1）
20	株式会社ニッカリ	（岡山市東区西大寺川口465-1）
21	株式会社コムウイング	（岡山市南区新保1140-7）
22	有限会社貝畑建設	（浅口市鴨方町鴨方848）
23	備商株式会社	（岡山市南区福成2-19-6）
24	株式会社三木工務店	（真庭市本郷1782-1）
25	ナガオ株式会社	（岡山市北区京橋町10-17）
26	日本キャスタブル工業株式会社	（備前市三石573）
27	日本家庭用塩株式会社	（玉野市胸上2471-1）
28	品川窯材株式会社	（備前市東片上1154-1）
29	株式会社粟倉電機製作所	（美作市川東270-2）
30	渡辺化成株式会社	（浅口郡里庄町新庄6063）
31	株式会社英田エンジニアリング	（美作市三保原678）
32	社会福祉法人慶光会	（真庭市蒜山上福田1201-8）
33	大島技術コンサルタント株式会社	（真庭市蒜山上福田829-1）
34	有限会社イマダ	（美作市栄町45）
35	株式会社大和鉄工所	（岡山市東区金岡西町1108-2）
36	社会福祉法人悠優会	（備前市木谷214）
37	有限会社シュウテック	（倉敷市玉島柏島801）
38	パナソニックコネクト吉備株式会社	（加賀郡吉備中央町竹部2098）
39	ユニカス工業株式会社	（勝田郡奈義町西原455）
40	ＤＯＷＡテクノエンジ株式会社	（岡山市南区築港栄町31-10）
41	全管工株式会社	（津山市林田町8-1）
42	塩田工業株式会社	（浅口郡里庄町浜中1224-2）
43	東亜興産株式会社	（岡山市北区白石200-2）
44	DOWAエレクトロニクス岡山株式会社	（岡山市南区海岸通1-3-1）
45	株式会社堺伸銅所	（勝田郡勝央町太平台51-1）
46	大和建設株式会社	（岡山市北区津高624-1）
47	株式会社ナイカイアーキット	（倉敷市児島駅前1-100）
48	株式会社イデアス	（玉野市玉6-7-14 トラスティビル2階）
49	萩原株式会社	（倉敷市西阿知町西原884）
50	株式会社櫛田電気	（津山市平福595）

【岡山労働局管内のユースエール認定企業 ７１社（令和８年11月4日現在）】

51	中央建設株式会社	（倉敷市吉岡293-1）
52	有限会社龍プランニング	（岡山市南区豊成3-20-45）
53	株式会社榊原建設	（倉敷市西富井1076-24）
54	医療法人たくふう会	（岡山市中区中島70-1）
55	株式会社総合技術サービス	（岡山市北区下伊福西町7-32-218）
56	株式会社エスライン	（岡山市北区南方1-2-25）
57	株式会社山陽オカムラ	（高梁市間之町1）
58	末沢建設株式会社	（津山市押入1219-7）
59	目黒建設株式会社	（倉敷市生坂261-6）
60	株式会社エクセディ精密	（美作市城田104-1）
61	カヨー建設株式会社	（加賀郡吉備中央町湯山61-1）
62	梶岡建設株式会社	（真庭市上市瀬166）
63	株式会社佐和測量コンサルタント	（倉敷市中島1461-6）
64	株式会社奥野組	（岡山市北区北方1-1-6）
65	株式会社戸川木材	（新見市哲西町矢田3569-1）
66	有限会社ケア・ワン	（倉敷市船穂町船穂1953-1）
67	岡山県共同石灰株式会社	（新見市井倉58）
68	株式会社出原建設	（小田郡矢掛町小田5553-4）
69	株式会社河中建設	（苫田郡鏡野町吉原695）
70	株式会社シンケン	（総社市総社3-11-24）
71	株式会社八起電気工事	（倉敷市南畝5-11-1）

このリーフレットに関するお問い合わせ先

「ユースエール認定制度」について、ご不明な点がございましたら、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

岡山公共職業安定所	〒700-0971	岡山市北区野田1-1-20	086-241-3713
津山公共職業安定所	〒708-8609	津山市山下9-6	0868-35-2675
美作出張所	〒707-0041	美作市林野67-2	0868-72-1351
倉敷中央公共職業安定所	〒710-0834	倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
総社出張所	〒719-1131	総社市中央3-15-111	0866-92-6001
児島出張所	〒711-0912	倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
玉野公共職業安定所	〒706-0002	玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
和気公共職業安定所	〒709-0451	和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
備前出張所	〒705-0022	備前市東片上227	0869-64-2340
高梁公共職業安定所	〒716-0047	高梁市段町1004-13	0866-22-2291
新見出張所	〒718-0003	新見市高尾2379-1	0867-72-3151
笠岡公共職業安定所	〒714-0081	笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
西大寺公共職業安定所	〒704-8116	岡山市東区西大寺中1-13-35 ＮＴＴ西日本西大寺ビル	086-942-3212

（低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください。）

岡山支店　〒700-0904　岡山市北区柳町1-1-27　国民生活事業　086-225-0011

岡山支店　〒700-0904　岡山市北区柳町1-1-27　中小企業事業　086-222-7666